

1. 『交野市こども計画』の概要

令和5年4月1日施行のこども基本法により、市町村は、国が定める「こども大綱」等を勘案して、こども施策についての計画「こども計画」を定めるよう努めることとされました。

交野市では、令和6年度末をもって計画期間が満了する「第2期交野市子ども・子育て支援事業計画」の次期計画を「交野市こども計画」として一体的に策定します。

2. 根拠法令等

こども基本法（第10条第2項）

市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

3. 交野市こども計画

第3期交野市子ども・子育て支援事業計画

次世代育成支援
行動計画

子どもの
貧困対策計画

ひとり親家庭
自立支援計画



【新規】

子ども・若者計画

《主な対象者》

妊産婦及び0歳から18歳までのこどもとその家族



心身の発達の過程にある者
(※1)

《計画期間》 令和7年度～令和11年度

(※1) こども基本法での定義に基づき、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれないよう心と身体の発達の過程にある者

【国】 こども大綱 こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

大阪府

(仮称)大阪府子ども計画

第2期計画をベースとしたイメージ(案)

【基本理念】 こどもいっぱい元気な“かたの”
～子育て 子育て 地域の和(なごみ)～

基本目標1)

すべての子育て家庭を支える まちづくり
・ライフステージに応じた切れ目のない支援
・多様なニーズに応じた保育サービスの充実 ほか

基本目標2)

こども・若者の育ちを支える まちづくり
・質の高い幼児期の学校教育、保育の推進
・こどもの居場所づくりの推進 ほか

基本目標3)

地域ぐるみの子育て・子育て支援が豊かな まちづくり
・地域における子育て支援ネットワークの充実
・子育て相談支援及び子育てで情報提供の充実 ほか



こども・若者、子育て当事者等の意見反映

交野市

第5次 交野市総合計画

- 交野市教育大綱・学校教育ビジョン
- 交野市健康増進計画・食育推進計画
- 交野市障がい者(児)福祉計画
- 交野市男女共同参画計画
- 交野市地域福祉計画
- 交野市景観まちづくり計画
- 交野市都市計画マスタープラン ほか

【新規】 交野市子ども計画

- 第3期交野市子ども・子育て支援事業計画
- 次世代育成支援行動計画
- 子どもの貧困対策計画
- ひとり親家庭自立支援計画
- 子ども・若者計画

各種事業